

(別 紙)

諮問番号：平成28年（処分）諮問第1号

答申番号：平成28年（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、佐世保市〇〇町〇〇番に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分について取り消すとの裁決を求める審査請求は、理由がないから棄却し、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づき20年の償還金の支払いを求める審査請求及び佐世保市〇〇町〇〇番の通常価格における買取りを求める審査請求は、いずれも不適法であるから却下されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 〇〇町〇〇番が市道（田原柚木町線）内に所在するか否か（争点1）

〔審査請求人の主張〕

処分庁は、〇〇町〇〇番は市道（田原柚木町線）に隣接し、市道内には所在しないと主張するが、周辺土地の所有者の状況及び公図から判断すると、〇〇町〇〇番は明らかに市道内に所在している。

〔処分庁の主張〕

市道の管理者である処分庁としては、公図、登記簿謄本による周辺土地取得の経緯、隣接地の市道取得時の資料、隣接市道区域図、近隣地里道の用途廃止申請における添付資料等から、総合的に勘案し、〇〇町〇〇番は市道（田原柚木町線）内に所在しないと判断している。

2 佐世保市〇〇町〇〇番に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の適否（争点2）

〔審査請求人の主張〕

〇〇町〇〇番は、公図及び〇〇町〇〇番周辺の土地所有者の状況から、市道（田原柚木町線）に所在することになり、当該土地に係る賦課決定処分には重大な錯誤がある。

〔処分庁の主張〕

処分庁としては、〇〇町〇〇番は市道に所在していないと判断してお

り、当該土地の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等に基づき、登記簿の登記事項及び固定資産課税台帳の登録情報をもとに、宅地として課税している。

3 佐世保市に対する佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づく20年分の償還金の支払請求の可否（争点3）

〔審査請求人の主張〕

〇〇町〇〇番は市道に所在し、当該土地に係る賦課決定処分には重大な錯誤があったのであるから、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づき、これまで納付した当該土地の税額20年分の償還金の支払いを求める。

〔処分庁の主張〕

佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づく償還金の支払請求は行政不服審査法第2条に該当せず、審査請求の対象外である。

4 佐世保市に対する佐世保市〇〇町〇〇番の通常価格での買取請求の可否（争点4）

〔審査請求人の主張〕

〇〇町〇〇番は市道に所在するのであるから、当該土地の通常価格での買取りを求める。

〔処分庁の主張〕

〇〇町〇〇番の買取請求は、行政不服審査法第2条に該当せず、審査請求の対象外である。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、〇〇町〇〇番に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分について取り消すとの裁決を求める審査請求は、理由がないから棄却し、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づき20年の償還金の支払いを求める審査請求及び〇〇町〇〇番の通常価格における買取りを求める審査請求は、いずれも不適法であるから却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第2 争点に対する判断」に記載のとおり。

第4 調査審議の経過

平成28年8月22日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び同年9月21日の審査会において、調査審議を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、本件審査請求のうち、〇〇町〇〇番に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分について取り消すとの裁決を求める審査請求は、理由がないから棄却し、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づき20年の償還金の支払いを求める審査請求及び〇〇町〇〇番の通常価格における買取りを求める審査請求は、いずれも不適法であるから却下されるべきと判断する。その理由は、審理員意見書の「意見」中の「第2 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを要約して引用する。

2 争点1から争点4までに対する判断

(1) 争点1について

〇〇町〇〇番を含む周辺土地の履歴を調査したところ、市道（田原柚木町線）の整備状況について、当時の内務省は、それぞれの周辺土地の市道整備に必要な箇所だけを分筆し、この分筆した土地の寄附を受けたものと考えられる。そして、審査請求人の反論書に添付された参考資料（平成17年以前に測量業者が審査請求人に残した作図案の写し）を調査すると、当該作図案は〇〇町〇〇番を含む周辺土地の現況を概ね反映していると判断されるので、〇〇町〇〇番は市道内に所在しない。

(2) 争点2について

地方税法が採る台帳課税主義及び同法第348条及び第702条の2に規定される固定資産税及び都市計画税の非課税の範囲から判断すると、平成28年の固定資産税及び都市計画税の賦課期日である平成28年1月1日現在、審査請求人が〇〇町〇〇番の登記簿上の所有名義人とされ、かつ、争点1に対する判断のとおり〇〇町〇〇番は市道内に所在せず非課税の適用もされないため、〇〇町〇〇番に対する賦課決定処分は適法である。

(3) 争点3及び争点4について

本件審査請求においては、審査請求人は、処分庁に対して、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づく20年分の償還金の支払い及び〇〇町〇〇番の通常価格での買取りを求めているが、これは審査請求人の要請として、処分庁に対して一定の行為をなさしめることを求める

ものであり、このような趣旨の審査請求は、行政不服審査法上予定されていないものである。

- 3 以上によれば、審理員意見書の判断のとおり、本件審査請求のうち、〇〇町〇〇番に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分について取り消すとの裁決を求める審査請求は、理由がないから棄却し、佐世保市固定資産税等償還金支払要綱に基づき20年の償還金の支払いを求める審査請求及び〇〇町〇〇番の通常価格における買取りを求める審査請求は、いずれも不適法であるから却下されるべきとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

平成28年9月21日

佐世保市行政不服審査会

会 長 村 上 則 夫

委 員 樋 口 聡 子

委 員 丸 山 優